

主な内容

- 2面 会長あいさつ、論説  
一斉陳情を実施
- 3面 当面の問題シリーズ149
- 4～6面 第58回定期大会議案  
第1号議案、第2号議案

# 東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

電話 03(3356)4479

【URL】https://t-zcisei.jp

編集発行人 広部委員長 森下 基樹

当機関紙は、東京税理士会会員の皆様にご送付しております。

## 令和7年度 税制改正に関する要望書(概要)

### 重要要望事項

- I 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること。
- II 役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。
- III 消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること。
- IV 雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。
- V 少子化対策について、税制面での検討を行うこと。

### 個別要望事項

- 【法人課税関係】
  1. 法人税・消費税の申告期限及び納期限を3月以内に改めること。
- 【所得・消費課税関係】
  2. 所得税や消費税の準確定申告書の提出期限及び相続により業務を承継した場合の青色申告承認申請書の提出期限を相続税の申告書の提出期限と同様にする。
- 【所得課税関係】
  3. 基礎的な人的控除について控除額を見直すこと。
- 【所得・法人課税関係】
  4. 起業を促進する税制の充実を図ること。
    - ・ 起業後3～5年程度の期間に限り各種税額について軽減措置を講ずること。
    - ・ 起業に係る設備投資に関しては、即時償却を含む特別償却を認めること。
    - ・ 消費税の本則課税と簡易課税制度の選択を任意に行うことを認めること。
- 【資産課税関係】
  5. 事業を承継する後継者の相続税負担を軽減すること。
    - ・ 非上場株式の相続税評価額を引下げること。
    - ・ 非上場株式の贈与税及び相続税の納税猶予制度における免除要件を緩和すること。
    - ・ 回収困難なオーナー貸付金の評価引下げなど、所要の措置を講ずること。
- 【その他国税関係】
  6. 印紙税を廃止すること。

## 令和7年度 税制改正要望を決定

### 年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大することなどを要望

本連盟は、東京税理士会連の意見を徴し、さらに「令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」に基づき、各単位税政書」の内容を踏まえて、令和7年度税制改正に関する重要要望事項は別掲のとおり5項目で、日税連建議書(冊子/概要)を6月6日の幹事会で決定した。同一である。なお、概要リーフレット

## 第58回定期大会・研修会のご案内

日程 令和6年9月19日(木)  
場所 京王プラザホテル 南館5階 エミネンスホール  
新宿区西新宿2-2-1 ☎03(3344)0111(代)

### 研修会

時間 午後1時～2時  
講師 参議院議員 宮沢洋一氏(自民党税制調査会会長)  
テーマ 今後の税制改正における課題と自民税調の役割  
※事前申込みは不要です。当日、研修カードをご持参ください。

### 第58回定期大会

時間 午後2時15分～5時  
議案 第1号議案 令和5年度運動経過並びに組織活動報告承認の件  
第2号議案 令和5年度収支決算報告承認の件  
第3号議案 令和6年度運動方針決定の件  
第4号議案 令和6年度組織活動方針決定の件  
第5号議案 令和6年度収支予算決定の件  
第6号議案 大会決議決定の件

### 懇親会

時間 午後5時30分～7時  
場所 京王プラザホテル 本館4階 花  
会費 5,000円  
来賓 国会議員、東京都議会議員ほか  
※税理士会員であればどなたでもご参加いただけます。

## 総務会 第58回定期大会議案を決定

本連盟では、第58回定期大会に向け、7月23日に幹事会、8月21日に総務会を開催して、大会議案書を決定した。

大会決議事項は次のとおり6議案である。

第1号議案「令和5年度運動経過並びに組織活動報告承認の件」は、従来「運動経過の概要を整理し見直し」の文を整理し見直し、特に「運動方針」については、6つの運動方針それぞれにその趣旨が明確になるよう、説明文を付した。

第2号議案「令和5年度収支決算報告承認の件」(5面に別掲)は、当該年度においては税政連サポート募金と日本税理士政治連盟からの助成金が予算額を上回った。

第3号議案「令和6年度運動方針決定の件」は、従来「運動方針決定の件」は、従来の文言を整理し見直し、特に「運動方針」については、6つの運動方針それぞれにその趣旨が明確になるよう、説明文を付した。

第4号議案「令和6年度組織活動方針決定の件」は、文言と所掌の整理を行った。

第5号議案「令和6年度収支予算決定の件」は、諸物価上昇の折から項目毎の予算額の精査を行った。

第6号議案「大会決議決定の件」は、文言整理と「決定の件」を最後に一括して宣言することとした。

は、従来同様、本連盟・東京会会報(東京税理士界)8月号に同封して、全会員に送付した。

また、同幹事会では、令和7年度税制改正に関する要望(冊子/概要)についても決定した。

令和7年度税制改正に向けて活動

本連盟は、令和7年度税制改正要望実現のための活動を開始している。

本年3月には中小企業関係団体との懇談会を行い、令和6年度税制改正に対する

る評価と令和7年度に向けての課題について意見交換した。

5月には2日間、6名の国会議員に対し早期陳情を実施し、8月には税理士後援会の協力を得て、一斉陳情を実施した(2面に関連記事)。

風(かぜ)という言葉には色々な意味がある。空気が流れなどの他に、世の中の動きやありさま、社会の動向や変化、政治的・経済的な潮流を表すこともある▼時代の流れや社会の動きを正確に捉え、変化の兆しを察知し、柔軟に対応することとは大昔である。しかし、それが過ぎてしまうと風任せに「責任がなく、その場しのぎで場当たり的な制度が作られたり、構造的な問題が放置されたりする結果をもたらすことがある▼歴史を振り返ると、自ら風を起して来た人々が浮かび上がる。公事などに浮かない市民運動、労働者の地位向上を求める労働運動、差別の取扱いに立ち上がった公民権運動や女性解放運動など、枚挙に暇がない。不正に對して沈黙せず、権力の弾圧にも屈せず、自由や権利を求めて戦った人々だ▼これらの人々の行動は、時には大きな犠牲を伴いながらも、社会に大きな変革をもたらしてきた。私たちが当たり前だと思っていた自由や権利やそれらの前提は、こうした自ら風を起して来た人々によってもたらされているところろが大い▼最初は小さな風かもしれない。時間がかかるかもしれない。それでも私たちが自身を起すことで、未来の私たちの社会が形作られる。より良い風が吹く社会に生きていき



# 政治資金の透明化 道半ば

会長あいさつ 名倉 明彦



前号で触れた自民党の派閥パーティーに係る政治資金収支報告書不記載事案については6月19日、政治資金規正法改正案が参院本会議で自民、公明などの賛成多数で可決、成立し一定の

結論をみました。内容はご承知のとおり、政治資金収支報告書に議員の「確認書」の添付義務付け、パーティー券購入者公開基準の5万円超への引下げ、政治資金収支報告書のネット公開、政策活動費からの支出額の上限設置と10年後の領収書公開などです。

この問題について日本税理士会連合会では本年3月26日、登録政治資金監査人による政治資金監査の対象

など4項目について、「登録政治資金監査人による政治資金監査のあり方に関する要望」を取りまとめました。具体的には監査範囲に収入を含めることや会計帳簿を複式簿記による記帳とすることなど概ね妥当な内容と考えられます。

政治資金規正法改正に当たって日税連・日税政が適動した結果、政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを求め、会計の在り方について検討を行うこと。」が附帯決議に盛り込まれました。この附帯決議が入ると

たことは一つの成果であり、今後の改正審議に資するものと考えられます。今回の法改正の内容は、私も含めた国民の大多数が納得できないでしょう。税理士政治連盟としては、政治資金規正法の更なる改正に向けて、先に進めなければなりません。いずれにせよ、政治資金の問題は、これからも永く続くものと考えられます。

私含めた国民の大多数が納得できないでしょう。税理士政治連盟としては、政治資金規正法の更なる改正に向けて、先に進めなければなりません。いずれにせよ、政治資金の問題は、これからも永く続くものと考えられます。

税理士は、登録政治資金監査人として関与することをはじめ、国民の一人としても政治に対して、監視する視線を持ち続ける必要があると思います。

本連盟は、国会議員48名(ボスティング含む)に一斉陳情を実施し、令和7年度税制改正に関する重要要望事項を強く訴えた(写真11順不同)。



海江田万里議員

## 一斉陳情を実施(8月2日、5日及び6日)

# 論説

お手許に「令和7年度税制改正に関する建議書」(リーフレット)が届いていると思いませんか。毎年この時期に日本税理士会連合会に「日税連」は「税制改正に関する建議書」(建議書)を取りまとめます。日本税理士政治連盟(日税政)はこの「建議書」の内容を立法として実現させるために日税連とともに「税制改正に関する要望」(要望書)を作成します。言い換えれば、日税連が作成する「建議書」は官公署(霞が関)へ向けての税制改正建議であり、「要望書」は国会議員(永田町)へ向けての税制改正要望になります。そしてこのリーフ

レットは国会議員に説明するための資料として「建議書」と「要望書」の内容を簡潔にしたものになります。日税連では「建議書」の作成にあたり、日本全国の15単位税理士会より提出された税制改正建議に関する意見書から優れた意見を取り上げ、「税

見書」(意見書)を理事会機関決定し、日税連に提出しました。一方、東京税理士政治連盟(東税政)はこの意見書に基づき、東税政としての「令和7年度税制改正に関する要望書」を作成し、幹事会での審議を経て決定しました。そして日税政では日本全

先日某支部の会員である税理士が、その支部の政治連盟に加入するかどうかを悩んでいる動画をYouTubeで流していました。その税政連では与党の国会議員と、野党の国会議員一人ずつの推薦をしており、異なる会派の議員を応援する政治連盟に加入すべ

動を行うことがその役割のひとつです。よく言われることではありませんが、税政連は税制に関する活動の目的ではありません。国会議員等が税政連の活動を理解していただける先生方を与野党問わず心援し、純粋により良い税制の実現を目指して活動しています。

## 税政連活動を支えるものは

務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができるとする税理士法第49条の11に基づきこの建議書を作成しています。「令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意

国15単位税理士政治連盟の幹事を集めて幹事会を開催し、日税連が作成する「建議書」に基づき、令和7年度税制改正に関する要望」を決定しています。したがって、この「要望書」は日本全国の税理士会会員の意見を集約したものであるともいえま

きかを悩んでいることとです。税政連の主たる活動は税制改正であり、前号の機関誌「論説」でも記載のとおり「建議書」の前身は、納税者にとって身近な存在である我々税理士が感じている納税者の「願い」であり、この願いを国政の場に届けるための必要な活

動を行うことがその役割のひとつです。よく言われることではありませんが、税政連は税制に関する活動の目的ではありません。国会議員等が税政連の活動を理解していただける先生方を与野党問わず心援し、純粋により良い税制の実現を目指して活動しています。

そして税政連の活動にはどうしても資金が必要で、議員への陳情に掛かる役員交通費、事務局職員の給与をはじめとする諸経費等がかかります。税政連に加入する(会費を払う)か悩んでおられる会員の方々、税政連の活動にご理解をいただき、ぜひ税政連にご加入いただき、その活動を支えていただきたくお願いいたします。



若宮健嗣議員



末松義規議員



松本洋平議員



松島みどり議員



鈴木隼人議員



伊藤達也議員



辻清人議員



平将明議員

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

## 税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

この保険(主契約)は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。事故原因の多くは、【うっかり】【思い込み】です。

### よくあるご質問

「裁判」にならないと保険が使えない? → 裁判に限りません

依頼者から電話、書面、メールなど手段は問わず、保険期間中に賠償請求を受けた場合と事故発生とみなします。

税理士業務を行う時に加入していれば大丈夫? → いいえ

任意賠償請求を受けた時に加入していることが条件です。税理士業務を行った時の保険加入有無は問いません。

お問合せ先(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907 <https://www.zeirishi-hoken.co.jp>





# 「租税・簿記」教育の必要性を検討する

1 はじめに

インターネットが普及  
インターネットが普及  
とができるようになり、こ  
社設立も投資も借金も、簡  
単に行える時代になった  
今「義務教育や高等教育に  
おいて全ての人が、租税・  
簿記の基本を学習すること  
の重要性が増しているの  
ではないだろうか。」  
その重要性を感じている  
る私たち税理士だからこそ

2 義務教育の目的  
義務教育は、国民が共通  
に身に付けるべき公教育の  
基礎的部分を、だれもが等  
しく享受し得るように制度  
的に保障するものである。

3 高校における租税教育  
の現状  
2022年度より高等学  
校公民科の「公共」が必修  
科目となったが、その中  
の租税は概ね教科書3ペー  
ジ、4時間にとどまっている  
4 税理士会で行っている  
租税教室  
「租税に関する教育その  
他知識の普及及び啓蒙のた  
めの活動」は、税理士法に  
定められており、租税教室  
は、現在全国で開催されて  
いるが、「税金とは何か、  
なぜ必要か」のテーマをも  
とに小中学生を対象にした  
ものが中心である。

5 租税教育が重要になっ  
た背景  
(1) 日本は個人所得課税  
(所得・住民及び復興税)  
の実効税率は海外に比べて  
決して高くないのに、税に  
対する重荷感が高い。これ  
は税金に対する学習がされ  
ていないことも要因のひと  
つであると思われる。

(2) 低金利と投資・NII  
SAの拡大  
政府も投資を促している  
が、株の投資はリスクを  
伴うもので、余剰資金なら  
ともかく、老後の生活に心  
配のある者が行うものでは  
ない。財務諸表の見方や  
リスクの学習も必須であ  
る。

(3) ベンチャー・ヒズネス  
スタートアップ企業  
わが国の企業部門が新た  
な成長分野を切り開き、経  
済全体として新陳代謝を進  
めつつ生産性を高めていく  
ためには、インベンション  
の担い手であるベンチャー  
企業をはじめ、新たなヒズ  
ネスの拡大を支える環境整  
備が重要である。

(4) 申告納税制度と源泉  
徴収制度  
日本の税法の殆どは申告  
納税制度である。納税者が  
意識しつつ租税を納付する  
という点、担税力に即した  
課税ができる点で賦課課税  
より優れているといえる。し  
かしサラリーマンの多くは  
源泉徴収と年末調整で所得  
税の精算が済んでおり、自  
らの納税意識は低く、所得  
税・住民税をいくら納付し  
たかを知らない者も多い。

(5) 確定申告をしなければ  
ならない者の増加  
① 転職・副業者の増加など  
近年、非正規雇用の増大  
など就業形態が多様化し、  
労働者の就業意識も変化し  
ている。

(6) 雇用から業務請負へ  
最低賃金の引上げ、社会  
保険料の負担増や消費税の  
負担増により、雇用契約か  
業務契約に変更された者  
が、必要所得や消費税の申  
告が必要になる。昨年10  
月、インボイス制度の導入  
により業務契約に変更され  
る業種は広がり、今後ますます  
増えようと思われ  
る。源泉徴収は限定報酬  
のため源泉されていない報  
酬は支払調書とならず税務署  
へ報告されることもない。

(7) 日税連は中央租税教育推  
進協議会の賛助会員であ  
る。

「当面の問題」  
シリーズ  
149

② 源泉所得税について  
乙欄で源泉されているの  
で申告しなくても影響は少  
ないと考えられる人も多い  
けれども、平成19年度分  
から住民税は10%比例税率  
化し、一方所得税の最低税  
率10%より5%へ推移したこ  
とに伴い、乙欄の源泉は最  
低6%から3%、3・0・6  
3%)に下がり、住民税が  
最低10%、乙欄源泉者の申  
告は住民税等まで考慮する  
と納付の申告となること  
が多い。国民健康保険料も考  
慮するとなおさらである。  
住民税の方が税率が高い  
のは低所得者に限られな  
い。給与600万円の人で  
も住民税の方が高いことも  
ある。

③ 雇用から業務請負へ  
最低賃金の引上げ、社会  
保険料の負担増や消費税の  
負担増により、雇用契約か  
業務契約に変更された者  
が、必要所得や消費税の申  
告が必要になる。昨年10  
月、インボイス制度の導入  
により業務契約に変更され  
る業種は広がり、今後ますます  
増えようと思われ  
る。源泉徴収は限定報酬  
のため源泉されていない報  
酬は支払調書とならず税務署  
へ報告されることもない。

④ 法人設立が簡単に  
法人設立が簡単に  
税理士に依頼せず自ら申告  
する者が今後増えてくる  
のではないだろうか。

⑤ ソフトの普及とe-tax  
安価な財務ソフトの普及  
とe-taxにより、簿記  
を知らなくても複式簿記に  
よる申告が簡単にできると  
広告しているが、基本を知  
らないとやはりかなり難し  
い。

⑥ ソフト携わっている商工  
会などの税務相談、法人の  
申告を自ら行う者の相談が  
増えてきたが、マイナスコ  
目が並んでいる決算書、エ  
キセル作成の決算書では、  
借方と貸方の数字が一致  
していないことも多く、簿記  
の基本が解れば、ソフトを  
使いこなせると実感してい  
る。

⑦ 申告納税制度の周知など  
は、国が行うことで、税理  
士の仕事ではない、まして  
や学習指導要領や学習単位  
については文部科学省への要  
望は税理士会・税政連の関  
わることはないとの意見  
もある。

⑧ 最後に  
申告納税制度の周知など  
は、国が行うことで、税理  
士の仕事ではない、まして  
や学習指導要領や学習単位  
については文部科学省への要  
望は税理士会・税政連の関  
わることはないとの意見  
もある。

税の授業時間				
小学校	教科	単元	おおよそ時間数	
6年	社会	憲法と私たちの暮らし	税金のはたらき	1時間
中学	公民分野	財政と国民の福祉	私たちの生活と財政 うち、税について	5時間 1~3時間
3年	公民分野	公共が必須科目に	2単位70時間 うち、租税・財政教育	2~4時間

※令和6年 学習指導要領の指導書などから時間数を集計

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

また経済の仕組みが解っ  
ている。その目的は「租税制  
度を知るとともに、申告納

税の理念や納税者の権  
利及び義務を理解し、社会  
の構成員としての正しい判  
断力と健全な納税者意識を  
持つ国民を育成すること」  
もあり、併せて国民に対し  
「税理士制度を正しく周知す  
ることである。」と定めて  
いる。

ももっと広く、簿記の必履  
修科目へ向けた働きかけ  
や、申告納税制度の告知  
のため広報活動なども行っ  
ていく必要があるのではな  
いか。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

税理士が学生に行えるこ  
とは限られているため、租  
税教育の重要性を引き続き  
訴えていくことが重要だと  
考える。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

- 6品目以上導入 ▶ 6%OFF
- 8品目以上導入 ▶ 8%OFF
- 10品目以上導入 ▶ 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp



# 第58回定期大会議案(抜粋)

本連盟は来る9月19日、第58回定期大会を京王プラザホテルで開催する。開催に先立ち、第1号議案及び第2号議案の抜粋を掲載するので、ご覧いただきたい。

## 第1号議案 令和5年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

令和5年度運動経過並びに組織活動報告(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)

### 一 運動経過の概況

本連盟は、令和5年9月20日開催の第57回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づき、税制改正、税理士制度及び組織強化等の諸問題に積極的に取り組む。税理士、納税者及び中小企業の視点に立って以下の運動を強力に展開した。

**重点運動1. 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指す。**  
税理士法改正の実現に向けた運動を行った。

**(1) 令和4年度税理士法改正について。**「税理士のためのポケットブック2024」15「税理士法改正の実現」を掲載し、東京税理士会の税理士会員に内容を周知した(東京税理士会からの委託業務)。

**(2) 改正税理士法が税理士の業務に与える影響について検討する**とともに、次なる税理士法改正の運動を行った。

**重点運動2. 税の専門家として、中小企業に過重な負担をもちたすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。**

1. 令和6年度税制改正に関する要請書について。  
(1) 税理士後援会に依頼し、幹事会構成員が参加して8月3日、4日及び7日、関係国会議員16名(このほか秘書対応、ボスティング23名)に対して、令和6年度税制改正に関する一斉国会陳情を行った。

(2) 日本税理士政治連盟と連携して10月24日、関係国会議員7名に対し、令和6年度税制改正に関する一斉国会陳情を行った。

(3) 令和6年度税制改正について要請するため、国会議員と会派ごとに懇談会を開催した。会派、開催日は次のとおりである(日付順)。

① 自由民主党東京都支部連合会主催の「令和6年度国家予算・税制改正等要請聴取会」が10月4日、自由民主党本部会議室で開催された。関係役員が出席し、令和6年度税制改正について要請を行った。当日は、丸川珠代都連会長代行(参議院議員(東京都))、平井明政調会長(衆議院議員(東京都4区))のほか10数名の出席があった。

② 自由民主党の朝食懇談会を11月6日、自由民主党本部会議室で開催し、令和6年度税制改正について要請した。コロナ禍による中断で4年ぶりの開催であった。

③ 公明党との懇談会を11月27日、参議院議員会館にて開催し、令和6年度税制改正について要請した。

④ 立憲民主党東京都支部連合との懇談会を令和6年11月29日、衆議院第一議員会館で開催し、令和6年度税制改正について要請した。

⑤ 以上(1)から(4)までの運動の結果、令和6年度税制改正においては、下記の改正項目について本連盟の要望の一部を実現することができた。

① 法人版事業承継税制(特例措置)に係る特例承継計画の提出期限の延長  
法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナ禍の影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。

② 個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても2年延長する。  
③ 債上り促進税制に関する繰越控除制度の創設  
給与等の支給額が増加した場合、中小企業向けの措置は、控除限度超過額は5年間の繰越ができることとしたうえ、その適用期限を3年間(令和6年4月1日から令和9年3月31日)までの間に開始する(各事業年度)延長する。  
④ 繰越税額控除制度は、繰越税額控除する事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

⑤ 中小法人に対する外形標準課税適用の見送り  
外形標準課税の適用対象法人については、現行基準(資本金1億円超)は維持しつつ、減資への対応として、大法人に対する補充的な基準(前事業年度に外形標準課税の対象以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は外形標準課税の対象とする)を追加された。

⑥ 令和7年度税制改正に対するため、令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑦ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑧ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑨ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑩ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑪ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑫ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑬ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑭ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑮ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑯ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑰ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑱ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑲ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

⑳ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉑ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉒ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉓ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉔ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉕ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉖ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉗ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉘ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉙ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉚ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉛ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉜ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉝ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉞ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㉟ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊱ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊲ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊳ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊴ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊵ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊶ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊷ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊸ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊹ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊺ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊻ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊼ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊽ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊾ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。

㊿ 令和7年度税制改正に對する要望書を作成し、幹事会・機関決定した(令和6年6月)。



第2号議案 令和5年度収支決算報告承認の件

令和5年度収支報告書

令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

(収入の部)

(単位:円)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 会費, 寄付金, 事業収入, 雑収入, 当期収入合計, etc.

(支出の部)

Table with 5 columns: 科目区分, 科目, 予算額, 決算額, 差異, 摘要. Rows include 事業活動費, 組織活動費, 日税政分担金, 經常経費, 予備費, 当期支出合計, etc.

重点運動5. 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会で送るため、単位税政連及び国会議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国会議員等後援会の設立を促進する。

(2)組織・財政両面での基礎づくりの一環として、平成8年から実施している「税政連サポート募金」を強力に実施した。4回発行した機関紙に振込用紙を同封し、税理士会員に協力を依頼した。このうち5月号は封筒を使用した。

1. 選挙への対応について (1)今年度は国政選挙(衆議院議員補欠選挙を除く)がなかったため、国会議員の推薦はなかった。ただし、自由民主党派閥(ハート)に係る政治資金収支報告書不記載事項に関し、本連盟の対応(該当議員の推薦の可否など)、単

位税政連及び税理士後援会に対する依頼及び周知について、常任幹事会、幹事会等で検討した。 なお、自由民主党派閥(ハート)に係る政治資金収支報告書不記載事項に端を発した問題については6月19日、政治資金規正法改正案が参院会で自民、公明などの賛成多数で可決、成立したことにより、一定の結論を得た。(2)東京都議会議員選挙(補欠選挙)が、令和6年6月28日告示、7月7日選挙期日で行われた。本連盟は、各単

位税政連から推薦依頼があった候補者6人を推薦した。

推薦した候補者及びその選挙結果は次のとおり敬称略、順不同、凡例:○当選、↓落選。 せりざわ裕次郎(品川区、自民党、新人)、「品川」在野税政連【結果:○】 戸枝大幸(北区、自民党、新人)、「王子税政連」【結果:○】 榎本ふみこ(足立区、自民党、新人)、「足立」西新井税政連【結果:○】 山崎一輝(江東区、自民党、元職)、「江東東税政連」【結果:○】 馬場たかひろ(八王子市、自民党、新人)、「八王市税政連」【結果:○】

果:○】 馬場たかひろ(八王子市、自民党、新人)、「八王市税政連」【結果:○】

告知、その対応について検討した。 2. 国会議員等の税理士後援会設立・運営支援について (1)本連盟は、単位税政連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立を促進しており、令和5年度実現在国会議員関係32後援会、自治体関係3後援会で合計35後援会が設立されている。 今年度における設立及び解散後援会は、次のとおりである。 【設立後援会】 税理士による若宮健嗣後援会(設立年月日) 令和5年

11月22日

【解散後援会】 菅直人を囲む税理士の会(令和5年11月30日) 【後援会名称】 大田あきひろを囲む税理士の会(令和6年2月1日) 【解散年月日】 令和6年2月1日 【後援会名称】 深谷隆司・辻清人を囲む小石川税理士の会(令和6年6月27日) 【解散年月日】 令和6年6月27日 (2)所得税の確定申告の期間中に東京税理士会の税務支援事業が実施されるに当たり、当該事業への理解を深めるために、日本税理士政治連盟からの要請に基づき、単位税政連を通して東京税理士会各支部及び税理士後援会と連携して、推薦国会議員等による視察への協力を行い、視察時の様子を本連盟機関紙「tax5」に掲載した。

(3)後援会の定期総会、懇談会等に本連盟の役員が出席した。

(4)後援会の設立、定時総会及び意見交換会の開催・実施に関し、当該後援会からの申請に基づき、助成金交付しており、本年度は設立助成金1件、活動助成金15件の実績があった。

重点運動6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

6面について、(令和6年改正)については、(令和6年)

Advertisement for Zeirishikyosai (Japan Tax Practitioners Association) with text: 申込受付中です! おしどり保障, 個人年金, 月掛1万円から最高50万円まで, 新規加入は74才まで, 積立は85才まで可能, 職員の方も個人で加入できます.



度税制改正に関する要望(日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟)中、「Ⅲ 今後の税制改正についての基本的な考え方」に「国税通則法第1条に『納税者の権利利益の保護に資する』旨の文言を追加すべきである」とが掲記された。

②国税不服審判所は平成28年4月1日より改正国税不服申立制度が施行されたことを受けて、国税審判官への登用に際し、税理士等の民間専門家からの職員採用を実施している。

国税不服審判所は、令和5年7月10日現在で50名(税理士18名、弁護士25名、公認会計士7名)の民間専門家を国税審判官(特定期付職員)として任用している。

重点運動8: 司法制度に対しては、国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行う。

①合格者増加を目的に改正された司法試験や公認会計士試験については最近、受験者数の増加により合格者が増加しているが、試験自体が直ちに税理士制度に対し、大きな影響を与えているとは考えられない。

②税理士となる資格は、税理士試験合格が原則との観点から、「税理士法第3条(税理士の資格 第1項第3号・第4号及び第2項の廃止)」を要望しており、弁護士及び公認会計士による税理士登録者数について引き続き注視したい。

の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保・向上を図ることを使命とし、税理士が民間専門家が登用されることにより、審理の中立性・公正性を向上させることが期待されている。

重点運動7: 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

「業務独占」や「税理士と公認会計士の業務の相互参入のほか」、「資格者本人の見直し」等について、政府機関等の検討状況や諸外国との貿易交渉等の動向を注視したが、特に大きな問題は発生していない。

重点運動9: 災害関連税制については、被災者に対しより一層の税制面からの支援が必要であるため、迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行う。

令和5年度税制改正において、個人所得税における災害に係る損失の繰越控除制度の見直し、「相続時精算課税制度における受贈財産が災害による損失を受けた場合の救済措置」が実現した。災害関連税制については、平成29年度税制改正において、災害ごとに特別立法で措置してきた規定を各税法に規定することとする見直しが行われたが、引き続き被災者の立場に寄り添った税制が必要であるとして積極的な活動を行った成果である。

令和7年度税制改正に関する要望では、「雑損控除の適用につき」特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設することを掲げ、運動を展開していく予定である。

重点運動10: 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の監査制度、行政不服審査法改正に伴う審理員制の充実に資するための公益的業務に積極的に関与していくための運動を行う。

(1)自由民主党派関係パーティに係る政治資金収支報告書不記載事案に端を発した問題に関連し、日本税理士会連合会は本年3月26日、「登録政治資金監査人による政治資金監査のあり方に関する要望書」を取りまとめた。内容は、①登録政治資金監査人による政治資金監査の対象について、②政治資金監査における監査範囲及び監査方法等について、③登録政治資金監査人の独立性の確保について、④登録政治資金監査人の就任等に係る諸整備についてであり、具体的には監査範囲に収入を含めることや会計帳簿を複式簿記による記帳とすることなどが含まれている。

政治資金規正法改正に当たって日税連・日税政が陳情した結果、「政治資金の適正化・透明化を図るため」適時に正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。」が附帯決議に盛り込まれた。

政治資金規正法改正に当たって日税連・日税政が陳情した結果、「政治資金の適正化・透明化を図るため」適時に正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。」が附帯決議に盛り込まれた。

政治資金監査人への登録者は、令和6年6月30日現在で1572人であり、そのうち、東京税理士会会員である税理士は990人である。

③税理士の積極的な活用策については、①都道府県、政令指定都市、中核市に対する現行の外部監査に関しては、

重点運動11: 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。

重点運動12: 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

公会計制度改革については、都政に関する要望書中「複式簿記・発生主義による新公会計制度導入の普及・推進」を掲げ、平成18年4月から複式簿記・発生主義会計を導入している東京都においては、都内の各自治体においても同様の公会計制度の導入を普及・推進されたい旨を要望した。

重点運動13: 国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、国民のための租税教育及び簿記会計の普及、促進を行う。

条例を制定している自治体は少ない、さらに、②都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないことから、都政に関する要望書において、「税理士の積極的な登用」として取り上げた。

同要望書は、東京都議会各会派に手交した。

名簿に登録された東京税理士会の推薦する会員を活用するよう、合わせて要望した。

同要望書は、東京都議会各会派に手交した。

重点運動14: 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

1. 広報活動について (1)本連盟機関紙「東京税政連」を第232号から第235号まで発行し、税理士法改正、税制改正及び組織問題など本連盟の政策及び活動のほか、税理士後援会の活動について積極的にPRを行った。

資料やレポート、解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために重要な役割を果たした。

第232号から第235号に掲載した資料、レポート等は次のとおりである。

【本連盟の要望書、その他の資料】  
◇本連盟の要望書(概要)(第232号)  
◇「令和6年度与税制改正大綱」から①個人所得課税、②資産課税、③法人課税、④消費課税、⑤納税環境整備を抜粋して掲載(第234号)  
【「当面の問題」シリーズ】  
◇第232号No. 145  
◇第232号No. 145  
◇第233号No. 146

表示しているのか(政策委員長 湊昭子)  
◇第234号No. 147  
「寄付金控除に関する一考察」(政策委員長 新太昭治)  
◇第235号No. 148  
「消費税の単一税率実現のための2つの課題について」(単一税率を実現してより良い福祉を「政策副委員長 北出 容一」)

表示しているのか(政策委員長 湊昭子)  
◇第234号No. 147  
「寄付金控除に関する一考察」(政策委員長 新太昭治)  
◇第235号No. 148  
「消費税の単一税率実現のための2つの課題について」(単一税率を実現してより良い福祉を「政策副委員長 北出 容一」)

表示しているのか(政策委員長 湊昭子)  
◇第234号No. 147  
「寄付金控除に関する一考察」(政策委員長 新太昭治)  
◇第235号No. 148  
「消費税の単一税率実現のための2つの課題について」(単一税率を実現してより良い福祉を「政策副委員長 北出 容一」)

### 「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support2024 1口 5,000円

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は、個人名をご記入ください。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。

**日税グループ**  
(税理士界一筋おかげさまで50周年)

- 株式会社 日税ホールディングス
- 株式会社 日税ビジネスサービス
- 株式会社 日税不動産情報センター
- 株式会社 共栄会保険代行
- 株式会社 日税サービス
- 株式会社 日税経営情報センター
- 株式会社 日税信託



## 「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

ホームページはこちら





夜の昭和記念公園(立川市)

『緑の回復と人間性の向上』をテーマに、豊かな自然環境の中で多彩なレクリエーション活動の場となるよう計画されています。

その公園の一角に平成9年4月に誕生した日本庭園があります。池の周りをめぐりながら景色を楽しめる池泉回遊式の日本庭園です。園内北側では『野面積み』と呼ばれてはいる世代でしょうか。

秋夜の日本庭園  
立川にある国営昭和記念公園のご紹介です。昭和天皇御在位50年記念事業の一環として米軍の立川飛行場跡地につられた総面積180haにもおよぶ国営公園で、『緑の回復と人間性の向上』をテーマに、豊かな自然環境の中で多彩なレクリエーション活動の場となるよう計画されています。

山田 浩一

(武蔵府中)

私のスナック

「ミレニアル世代」「Z世代」の次は、「ミレニアル世代」を親に持つ「e世代」というらしい。インターネットの発展とともに育ち、インフラとして溶け込んでいる世代である。

昔は、地震が発生するとテレビで震源を確認したもののだが、今やテレビ速報よりネット検索の方が断然早い。マーケティングにおいて、自社の商品やサービスのターゲットが属する世代

税理士後援会の活動



- R6・7・22 税理士による石原ひろたかを囲む会定期総会・懇親会
- R6・5・8 大森地区の税理士による平将明後援会定期総会
- R6・7・26 秋生田光一を支える税理士の会定期総会
- R6・6・14 税理士による山田美樹後援会総会・意見交換会
- R6・8・6 税理士による辻清人後援会定期総会
- R6・7・3 平将明を囲む税理士の会第16回定期総会
- R6・7・10 税理士による小田原潔後援会第6回定期総会・懇親会
- R6・7・12 海江田万里を囲む税理士の会定期総会・意見交換会

ほのぼの喫茶室 [9月24日は清浄の日?]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

9月24日は清浄の日って... 知ってました?

えーっ そんなの知らない! ママが勝手に決めたんじゃないの? ちがうわよ 環境省が廃棄物処理法が昭和46年に制定されたのがきっかけなんだって

だから今日はお店の掃除がんばるわよ! 今日だけがんばっても掃除は継続してやらないと

ロボットクリーナーちゃんがんばってくれるから大丈夫 鮎きっぱいママには最高の相棒よね!

業務用ロボット掃除機か! 鮎きっぱいママには最高の相棒よね!

【掲載は開催日順】

盛りの上がっている。ネット上で得られる大量の情報にアクセスし、自分に必要で正確な情報を見抜く力も世代ごとに特徴があるのだから。とはいえず常識や暗黙のルールで守られてきた秩序や性善説に基づいた社会制度の隙間について、記憶や印象に残ることを狙いすぎるのもいかなるものか? 「e世代」になれば、社会のルールを決めずとも、自分に必要な情報のみを見つけていくことができるのだろうか? 「失われた世代」と言われています。

（本所・岡崎）

私の事務所の近くには、だいたいは減りましたが...

支部旅行などで鳥根県、北海道へと飛行機に乗る機湯が何軒あります。仕事会があった。上空からは美しい海や湖と雄大な山々が目に広がり、改めて日本は海に囲まれた島国で、国土の7割を森林が占める自然豊かな土地なのだと思わせてくれた。6月に届いた住民税の課税明細書には、森林環境税1000円が記載されていた。一人1000円ずつの文字が記載されている。この銭湯の特筆すべき点はサウナで、ネットのサウナランキングで優勝したこともあります。15分毎にオートロウリュがあり、しっかり「どこの」を感嘆するのではなく、しっかり監視しなくてはならないと思えた。

（葛飾・高橋）

# 黒字化と、その先の優良企業へ。「月次決算」で未来が変わる。

わたしたちTKC全国会の会員税理士は、関与先企業の黒字決算を進め、優良企業への道を拓くためにさまざまな活動をしています。その一つが毎月の巡回監査。会計ソフト「FXクラウド」を用いた月次決算のお手伝いや経営助言を行うことで、関与先企業はリアルタイムに自社の業績を把握でき、決算の先行きを管理することが可能です。

TKC全国会が考える優良企業の条件

- ① 自計化システム利用による月次決算の実施。
- ② 法人税申告時に税理士法第33条の2第1項に規定する書面が添付されている。
- ③ 中小会計要綱(中小3指針)に準拠している。
- ④ 採算利益率が2期連続で増加している。
- ⑤ 自己資本比率が30%以上である。
- ⑥ 税引前当期純利益がプラスである。

TKC全国会 〒162-8585 東京都新宿区塩原町2番1号 新子坂MNビル4階 TEL: 03-3235-5511 | Web: https://www.tkc.jp/



VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及推進

2024東京地区における

全税共創立50周年記念 第39回全国統一キャンペーン

キャンペーン期間  
令和6年9月~11月

キャンペーンの成果は研修会費用、支所交付金、特別優待券配付、直営売店での書籍1割引販売等、様々な形で組合員及び準会員の皆さまに還元されています。

本年9月から11月の期間に実施する第39回全国統一キャンペーンは、主催者である全国税理士共栄会の創立50周年を記念したキャンペーンとなります。これまでの皆さま方のご協力に感謝を申し上げますと共に、これからの100年、さらにその先の未来へと続く1歩のためにも、これまで以上のご理解、ご支援をお願いいたします。

関与先を  
ご紹介  
ください



「関与先紹介カード」  
のご利用を  
お願いいたします

ご紹介いただける関与先様がいらっしゃいましたら、右側の「全税共関与先紹介カード」のご利用をお願いいたします。紹介カードについては本組合事務局にお問い合わせください。

- キャンペーン参加生命保険会社
- 朝日生命 第一生命 日本生命 ジブラルタ生命 明治安田生命 メットライフ生命
  - 住友生命 SOMPOひまわり生命 アクサ生命 富国生命 三井住友海上あいおい生命



業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 **東税協直営売店**

税務手帳・税務日誌・職員執務日誌

お買い上げ3,000円以上で送料無料!

予約特価  
で受付中!  
10/15(火)まで

2025年版  
税務手帳

予約特価  
830円

10月16日以降は  
組合員価格900円



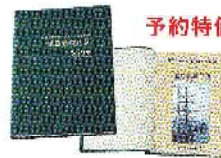
税務日誌

予約特価 2,081円  
組合員価格 2,327円



職員執務日誌

予約特価 1,924円  
組合員価格 1,960円



名入れ  
できます

税務手帳50冊、税務日誌30冊から(押捺料3,500円)  
※税務手帳80冊、税務日誌50冊以上は押捺料無料 ※価格はすべて税込。

お申込み方法についての詳細は、組合員・準会員の  
持様に9月上旬にお届けするご案内を必ず参照ください。

<お問い合わせ> 東京税理士協同組合直営売店 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

東京税理士協同組合は、2024年4月1日より、日税グループの株式会社日税経営情報センターと業務提携いたしました。

事業承継をトータルにサポート 株式会社日税経営情報センター

組織再編や不動産M&A、民事信託など **最適な事業承継**をご提案いたします!



こんなお悩みを持つ関与先様はいらっしゃいませんか?

- 法人所有の不動産を「単純売却」か「不動産M&A」のどちらがより手取りが増えるか分からない
- 組織再編など実施後、事業売却や不動産売却を行いたい
- 補助金や優遇税制を活用し、スムーズな事業承継を行いたい

※ 資金調達の一つの手段としてファクタリングも行っております。

ご相談料は無料です。  
また、着手金・最低報酬は設けておりません。



お問い合わせ先 経営革新等支援機関 M & A 支援機関 株式会社日税経営情報センター 電話 03-3345-0600 9:00~17:30 ※土日祝を除く



東京税理士協同組合

営業時間/AM9:00~PM5:00  
月曜~金曜(祝日、年末年始を除く)

書籍のご注文もHPから承ります  
https://www.tozeikyo.or.jp



組合事務局

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

